

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成5年4月1日、資格喪失日が6年6月21日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を5年4月1日、資格喪失日を6年6月21日とし、申立期間の標準報酬月額を5年4月から同年9月までは16万円、同年10月から6年5月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年6月21日まで

私のA社における年金記録については、既に同社から社会保険事務所(当時)に対して、資格取得及び資格喪失届がさかのぼって提出されており、資格取得日は平成5年4月1日、資格喪失日は6年6月21日にそれぞれ訂正されているものの、時効によって年金給付に反映されないことを知った。

申立期間当時、健康保険証が交付され、私の給与から厚生年金保険料が健康保険料と共に控除されていたことを記憶しているので、年金給付に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成5年4月1日、資格喪失日が6年6月21日とされ、当該期間は厚生年金保

除法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間と
ならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された給与台帳及びB健康保険組合から提
出された被保険者台帳の記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤
務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて
いたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B健康保険組合から提出さ
れた申立人に係る健康保険の標準報酬月額から、平成5年4月から同年9
月までを16万円、同年10月から6年5月までを18万円とすることが妥当
である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、
当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間
当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保
険事務所は、申立人に係る平成5年4月から6年5月までの保険料の納入
の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険
料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成5年8月21日、資格喪失日が13年5月16日とされ、当該期間のうち、5年8月21日から11年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間のうち5年9月1日から11年4月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を5年9月1日とし、標準報酬月額については、申立期間のうち5年9月から7年10月までを18万円、7年11月から8年10月までを26万円、8年11月から11年3月までを24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月21日から11年4月1日まで

私のA社における年金記録については、既に同社から社会保険事務所(当時)に対して、資格取得届がさかのぼって提出されており、資格取得日は平成11年4月1日から5年8月21日に訂正されているものの、時効によって年金給付に反映されないことを知った。

私が同社に勤務していた期間については間違いなく私の給与から厚生年金保険料が控除されていたので年金給付に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成5年8月21日、資格喪失日が13年5月16日とされ、当該期間のうち、5年8月21日から11年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の

規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

また、B健康保険組合から提出された被保険者台帳の記録から、申立人がA社に平成5年8月21日から継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同社は、申立期間当時、従業員の厚生年金保険料については、当月控除方式により控除していたとしているところ、同社が保管している給与台帳の所属別控除一覧表をみると、本来、申立人の平成5年9月25日支給の給与からは同年8月及び9月の2か月分の保険料を控除すべきであるにも関わらず、申立人の給与からは1か月分の保険料しか控除されていない。このことから、申立人は、8月の保険料については事業主により給与から控除されておらず、同年9月以降の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、事業主から提出された給与台帳の所属別控除一覧表から、申立期間のうち、平成5年9月から7年10月までを18万円、7年11月から8年10月までを26万円、8年11月から11年3月までを24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年9月から11年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年8月については、前述のとおり、事業主から提出された給与台帳の所属別控除一覧表において当該期間の保険料は控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成5年8月については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日、資格喪失日に係る記録を37年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月1日から37年4月1日まで

「ねんきん特別便」を見たところ、A社の厚生年金保険被保険者期間が漏れていることに気付いた。

私は、昭和36年3月末にB社を退職し、翌日からA社に入社した。

A社は、Cの作業者に軽作業を依頼しており、Cと同社間の作業者のD業務として採用され、1年間継続して勤務していた。

同社において、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたものと推認することができる。

また、Cに対して、申立期間における作業の実施状況について照会したところ、「昭和25年9月から42年6月までC外において「E作業」を実施していた。実施期間は不明であるが、A社において軽作業を行っており、作業者の移動は、同社のバスを使用していた。」旨の回答が得られたほか、複数の同僚から「当初は、C内で作業をしていたが、作業場所が狭くなったので、昭和36年4月ごろから当該事業所内に場所を移して当該作業が行われていた。」旨の供述が得られ、申立人の勤務状況についての供述には

信ぴょう性が認められる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者数と申立人が記憶する申立期間当時の当該事業所の従業員数がおおむね一致している上、申立人及び申立人の同僚が記憶する同僚等 12 人全員について厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立期間当時、当該事業所は、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

加えて、申立人の交替要員としてD業務をしていた同僚及び申立人の後任者についても勤務期間に対応した厚生年金保険の加入記録を確認することができる。当該同僚及び後任者は「私は、当該事業所に入社すると同時に、厚生年金保険に加入した。」と供述している。

また、申立人は、当該事業所を昭和 37 年 3 月末日に退職し、同年 4 月に F 社に入社した後、同年 7 月に G 社に入社したが、いずれの事業所も試用期間が 3 か月程度あったと供述しているところ、G 社における被保険者の資格取得日は、同年 10 月 10 日であることが確認できるほか、前述の後任者は「私が申立人の後任者としてD業務をするよう事業主から指示され、当該業務に就いた時期は、昭和 37 年 4 月ごろであった。」旨の供述が得られ、申立人の退職日についての供述には不自然さはない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の入社とほぼ同時期の昭和 36 年 3 月 20 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、申立人の交替要員としてD業務をしていた同僚の資格取得届出時の標準報酬月額が 1 万 4,000 円であることから、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち平成5年4月から同年6月まで、7年9月から8年4月まで、同年6月、同年7月及び同年9月は30万円、8年10月から同年12月まで、9年2月から同年7月まで、同年9月から10年8月まで、同年10月から11年12月まで、12年2月から同年7月までの期間及び同年9月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から15年3月16日まで

私は、平成5年4月から15年3月までA社で勤務していたが、ねんきん定期便をみたところ、勤めていた全期間の標準報酬月額が給与明細書の支給額よりはるかに低いことが分かった。

申立期間中の給与明細書はすべて保管しているので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給与明細書では、申立期間のうち、平成5年4月

から同年6月まで、7年9月から8年4月まで、同年6月、同年7月及び同年9月は30万円、8年10月から同年12月まで、9年2月から同年7月まで、同年9月から10年8月まで、同年10月から11年12月まで、12年2月から同年7月までの期間及び同年9月は28万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は得られないが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間のうち複数回において一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年7月から7年8月まで、8年5月及び同年8月、9年1月及び同年8月、10年9月、12年1月及び同年8月、同年10月から15年1月までは、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、平成15年2月については、給与明細書の確認ができないものの、申立人が所持する給与明細書に係る当該期間前における保険料控除額が同額であることが確認できることから、当該期間においても同様に保険料控除が継続していたと推認され、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年7月から7年8月まで、8年5月及び同年8月、9年1月及び同年8月、10年9月、12年1月及び同年8月、同年10月から15年2月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月から47年3月まで

私は、高校卒業後、昭和40年4月にAの大学に入学し、44年4月にB(職種)になるためCの大学に編入学して47年3月に卒業後、同年4月にD県E市のFでBとして修業を始めた。

私が20歳になった時からCの大学を卒業するまで、両親から「年金は、大事なものであるから学生のうちには親が納めるから自分で納められるようになったら必ず納付するように。」と言われていたので、私が大学生であった時に父親が国民年金の加入手続を行ってくれ、学生の間はずっと国民年金保険料を納付してくれていたはずである。それにもかかわらず、申立期間が未加入扱いになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生の時に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、G県H町の国民年金被保険者名簿(紙台帳)、I県J町の国民年金被保険者納付記録票(電算記録)及びオンライン記録をみると、申立人は、昭和47年4月1日に被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間であるため、申立人の父親は、申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、当該被保険者名簿をみると、旧名簿保険料納付状況欄の申立期間については「不用」のゴム印が押されていることが確認できる上、申立人の改名前後の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらず、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出され

ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、Aにおける私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 63 年 3 月 31 日となっており、私の年金記録に1か月の空白期間があることが分かった。

私は、当該AのBに昭和 56 年 6 月 8 日から平成 2 年 10 月 1 日まで在籍し、在籍中は、Bの指示により勤務場所を異動していた。

Bに在籍していた間、私の年金記録で空白期間があるのは当該期間のみであり、資格喪失日は昭和 63 年 4 月 1 日の間違いであるので、調査し、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Cが保管する人事記録及び人事異動通知書の写しをみると、「任期は1日とする。ただし任命権者が別段の措置をしない限り昭和 63 年 3 月 30 日まで任用を日々更新し以後更新しない。」及び「昭和 63 年 3 月 30 日限り退職した。」と記録されており、その後任用期間が更新された旨の記録は無い上、同Cが保管する厚生年金保険帳簿をみると申立人の資格喪失日は、昭和 63 年 3 月 31 日と記載されていることが確認できる。

また、同Cは「申立人の雇用形態である非常勤職員は、任用期間の末日を毎年3月30日に定めていたため、任用期間の更新が無い場合において、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、任用期間の末日の翌日である3月31日となる。申立人の任用期間の末日は、昭和 63 年 3 月 30 日であることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年3月31日と届け出ており、同年3月分の厚生年金保険料については、申立人の給与から控除していな

い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成4年11月1日 から7年11月 1日まで
②平成7年11月1日 から8年 7月20日まで

ねんきん定期便が届いたので年金事務所において年金記録を確認したところ、平成4年11月1日から7年11月1日までが厚生年金保険の未加入期間となっているほか、7年11月1日から8年7月20日までの標準報酬月額（9万8,000円）が実際に支給されていた給与（16万2,000円）よりも相当低い額で社会保険事務所（当時）に届け出られていることが分かった。

申立期間①については、A社を定年退職後、しばらくしてから、勤務形態等を変更することなく再雇用された期間であるので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②当時、私は16万2,000円の報酬を事業主から受けていたが、元事業主から申立期間当時の源泉徴収簿を取り寄せ確認したところ、10万円と記載されていることに納得できないので、実際に支給されていた報酬額に年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の供述から、申立人が申立期間①当時、A社に継続して勤務していたものと認めることができる。

しかしながら、当該事業主は、「申立人は、A社を平成4年3月に定年

退職したが同年 11 月に再雇用し、同年 12 月からは非常勤役員として勤務した。しかし、勤務日数について、申立人の希望もあって月 10 日間勤務であったことを記憶している。」と供述していることから、申立期間①当時、事業主は、申立人の勤務日数が少ないことなどを理由に厚生年金保険被保険者の加入手続を行わなかったものと考えられる。

また、申立代理人から提出された源泉徴収簿の社会保険料控除額欄をみると、社会保険料控除額の記載が無いことから、申立期間①当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人に係る国民健康保険の被保険者記録について、市町村役場に照会したところ、申立期間①の全期間を通して申立人及び妻が当該保険に加入していることができる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

しかし、申立代理人から提出された源泉徴収簿をみると、申立期間②に係る申立人の給与月額（10 万円）は記載されているが、当該期間のうち、平成 7 年 11 月から 8 年 3 月までは、当該徴収簿の社会保険料控除額欄に保険料控除額は記載されていないことから、当該期間については、厚生年金保険料が控除されていなかったと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②のうち、平成 7 年 11 月から 8 年 3 月までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②のうち、平成 8 年 4 月から同年 6 月までは、当該徴収簿において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。